

様式第 2 (第49条関係) (平12厚通産令 2・追加、平24経産環省令 5・令元経産環省令 3・一部改正)
(表 面)

第 号	
特定家庭用機器再商品化法第53条第 2 項の規定による立入検査をする職員の身分証明書	
職名及び氏名	
← 3 センチメートル → ↑ 4 センチメートル ↓ 写 真 押 出 ス タンプ	
年 月 日生	
年 月 日交付	
発 行 者 名	印

特定家庭用機器再商品化法抜粋

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 第53条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。

2 発行者は、経済産業大臣又は環境大臣とする。